

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月まで

父が経営する店で働いていたので、20 歳の頃、親に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、町内会で集金をしており、父親が家族全員分をまとめて納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により、昭和 46 年 10 月頃に払い出されたことが推認でき、同手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付により納付することが可能である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には、申立期間のうち昭和 46 年 10 月分から 47 年 3 月分まで「納付済」のゴム印が押されているが、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では当該期間は未納期間とされていることから、記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付し、母親も昭和 46 年 12 月までの国民年金加入期間に係る保険料を全て納付している上、申立人の兄も申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付している記録から判断すると、申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間は 8 か月と短期間であり、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期

間、51年1月から同年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付により納付されていることが確認できる上、申立人は申立期間を除く期間の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで
大学卒業直後の昭和51年4月頃、大学時代の友人に勧められて、国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は講師等で得た収入に親からの仕送りを合わせて、1年分まとめて納付したことを覚えている。
金額は覚えていないが、1年分まとめて納付することは大変だったと記憶しているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により、昭和54年1月頃に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金手帳記号番号払出時点の昭和54年1月に51年10月から同年12月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付し、54年3月に53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付し、54年4月に52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、制度上、申立期間の国民年金保険料は、同手帳記号番号払出時点においては特例納付によらなければ納付することができないが、申立人は申立期間の保険料を特例納付により納付したとは申し立てていない。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として預金通帳が提出されたものの、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付金額を覚えていないため、預金通帳に記載された払戻記録のみ

をもって申立人が申立期間の保険料を納付していたとは判断できない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年10月まで
昭和48年4月に結婚したが、当時、国民年金保険料は支払っていなかった。50年10月頃、A市役所窓口にて申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したことを覚えている。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日により、昭和44年5月に払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳、申立人に係る特殊台帳及びA市の被保険者名簿により、申立人が昭和48年4月1日に国民年金被保険者の資格を喪失していること、及び50年11月20日に任意加入被保険者として国民年金に再加入していることが確認できるが、申立期間中に国民年金に加入したとする記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることはなく、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間において、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者であるため、妻である申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、申立人は、加入手続時から遡って国民年金の被保険者となることはできず、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。